

追加資料

令和2年2月市議会総務委員会資料

第34号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

目次

会計年度任用職員制度の導入について 1ページ

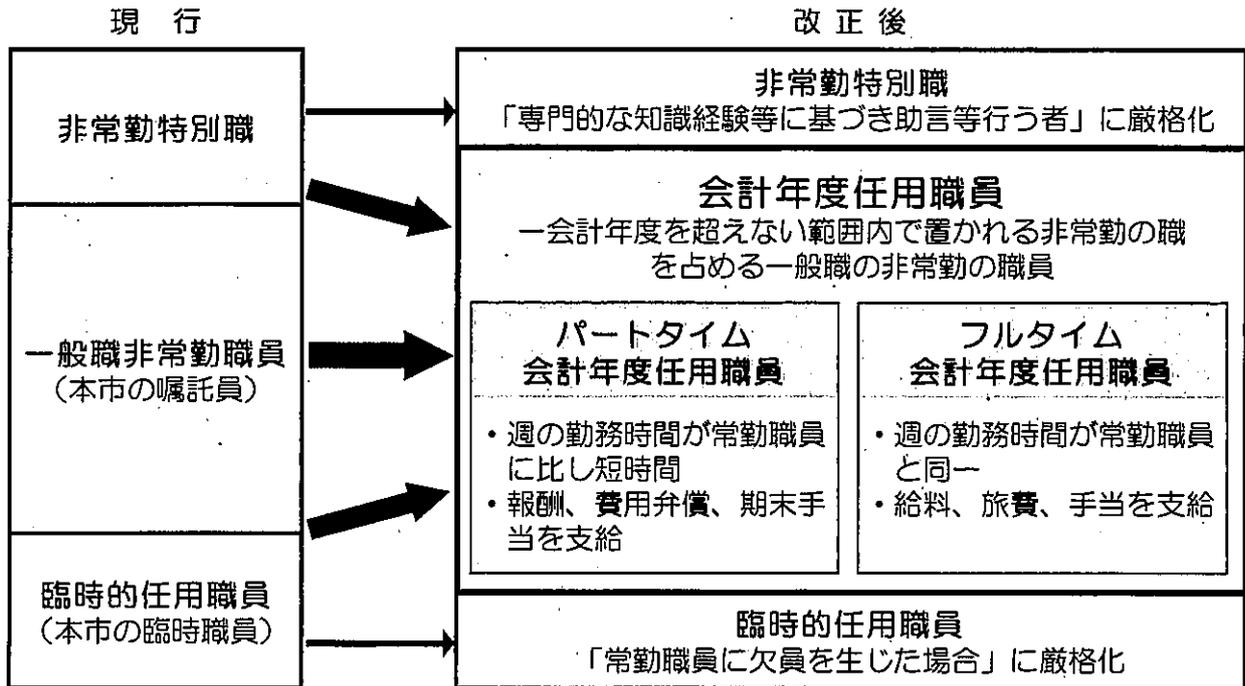
総 務 部

令 和 2 年 2 月

会計年度任用職員制度の導入について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本市においても会計年度任用職員制度を導入する。（関係条例は令和元年11月議会において議決済。）

1 法改正に伴う制度移行のイメージ



2 長崎市における会計年度任用職員制度の概要

	フルタイム 会計年度任用職員	パートタイム 会計年度任用職員
給料・手当等	給料、給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当を支給	報酬を支給 (左記の給料、手当等に相当する額)
期末手当	任期が6箇月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の職員に対して支給 支給割合は常勤職員と同様の2.6月(令和2年度は、6月分の満額支給がなく1.69月)	
退職手当	6箇月を超えて勤務する職員に対して支給	支給なし
公務の都合で 旅行する場合	旅費を支給	費用弁償を支給
休暇制度等	原則として、国の非常勤職員に準じる 有給：年次休暇、忌引、出勤困難、退勤途上等 無給：産前、産後、子の看護、短期介護、育児休業等	